

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成三十年十一月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年七月二十六日奈良県指令高土第三〇―四号

平成三十年十月十八日奈良県指令高土第三〇―四―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年十月二十五日高土第九二〇号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年十月二十五日高土第三七六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市北今市一丁目一〇九番一、一〇九番四、一〇九番八、一〇九番九、一〇九番

一〇、一一一番一及び一一一番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市逢坂七丁目一一一番地の六

株式会社大和ハウジング 代表取締役 山中伸晃

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市北今市一丁目一〇九番一、一〇九番四及び一一一番一

水路 香芝市北今市一丁目一〇九番一の一部